

ChaOIプロジェクト推進事業費補助金実施要領

第1 通則

Cha Open Innovationプロジェクト(以下「ChaOIプロジェクト」という。)推進事業費補助金の交付については、静岡県補助金交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びChaOIプロジェクト推進事業費補助金交付要綱によるほか、本実施要領の定めるところによる。

第2 事業の目的

この事業は、リーフ茶の需要の減少や担い手の減少と高齢化、傾斜地等での耕作放棄地の増加など本県茶業が困難な状況に直面している中で、茶の生産者、流通販売事業者、観光業者、食品企業等様々な業種により構成されるCha Open Innovationフォーラム(以下「ChaOIフォーラム」という。)会員が、複数の主体による協働のもと、静岡茶の新たな価値の創造と需要の創出に資する取組を促進する経費の助成等の支援を実施することにより、本県の茶業の再生及び発展を推進することを目的とする。

第3 定義

- (1) この要領において「ChaOIプロジェクト」とは、ChaOIフォーラム会員が他の会員や静岡県農林技術研究所茶業研究センターと連携したオープンイノベーションにより静岡茶の新たな価値の創造と需要の創出を図る取組をいう。
- (2) この要領において「ChaOIフォーラム会員」とは、ChaOIフォーラム会員規約(令和2年3月19日付け農茶第294号)に基づき入会した会員のことをいう。
- (3) この要領において「オープンイノベーション」とは、ChaOIフォーラム会員の複数の主体による協働のもと、技術やアイデア、サービス、その他事業化のための資源を組み合わせ、革新的で新しい価値を創出するイノベーション手法をいう。
- (4) この要領において「ChaOIプロジェクト戦略推進委員長」とは「ChaOIプロジェクト戦略推進委員会」設置・運営要綱(令和2年1月27日付け農茶第249号)に基づき選任された委員長のことをいう。

第4 事業の内容

(1) 事業の区分

以下に掲げる事業とし、具体的内容は別表1から6のとおりとする。

ア 新商品開発支援事業

静岡茶の新商品を研究・開発するための事業

イ 販路開拓支援事業

静岡茶の新たな販路を開拓するための事業

ウ 複合作物のスタートアップ支援事業

県内の茶業者が茶以外の作物を導入することで茶業経営の安定を図るための事業

エ 需要に応じた生産構造の転換支援事業

県内の茶業者が流通販売業者と連携して需要に応じた茶を生産する体制に転換を図るための事業

オ 輸出需要等に対応した有機栽培拡大支援事業

県内の茶業者が流通販売業者と連携して輸出需要等に応じた有機栽培の拡大を図るための事業

カ 有機栽培適性茶品種転換支援事業

県内の茶業者が有機栽培拡大に向けて、有機栽培に適する品種への転換に取り組む事業

(2) 事業実施主体

ChaOIプロジェクト推進事業費補助金交付要綱第2の(3)に定めるコンソーシアム等とする。

第5 事業の実施

(1) 事業計画の認定

ア 事業実施主体は、事業を行おうとするときは、ChaOIプロジェクト推進事業計画書（様式第1号）を静岡県経済産業部農業局お茶振興課長（以下「お茶振興課長」という。）に提出するものとする。

イ お茶振興課長は事業実施主体から提出されたChaOIプロジェクト推進事業計画書について、ChaOIプロジェクト戦略推進委員長を長とする審査会において協議の上、事業の目的等に適合していると認められるときは、事業計画の認定を行うとともに、交付対象事業の選定を行うものとする。ただし、第4の(1)カについては審査会は実施しない。

ウ 審査会の審査基準については、ChaOIプロジェクト推進事業計画審査要領に定める。

(2) 事業計画の変更

事業実施主体は、次に掲げる事項について変更する場合は、ChaOIプロジェクト推進事業変更計画書（様式第2号）をお茶振興課長に提出し、承認を受けるものとする。なお、承認の手続きは、必要に応じて(1)に準じて行うものとする。

ア 事業区分の変更

イ 全体事業費の20パーセントを超える変更

(3) 実績報告書の提出

事業実施主体は、(1)の事業が終了した時は、ChaOIプロジェクト推進事業実績報告書（様式第3号）を30日以内、又は事業実施年度の2月末日（第4の(1)ウの事業においては3月20日、カの事業においてはその翌年度の4月20日）のいずれか早い日までにお茶振興課長に1部提出するものとする。

第6 事業の推進体制

(1) 県、事業実施主体及び事業実施主体とオープンイノベーションに取り組むChaOIフォーラム会員は、事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、相互に連携して事業を推進するものとする。

(2) 農林事務所長は、事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、関係する農業団体や機関の協力を得て、事業実施主体の統括的な指導・監督にあたるものとする。

第7 助成措置

県は、毎年度、予算の範囲内において、この事業の実施に要する経費について助成するものとする。

第8 事業実施後の措置

- (1) 農林事務所長は、この事業で整備した施設の管理運営が、この事業の趣旨に即して適正に行われるよう事業実施主体を指導するものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から3年間の状況について、その翌年度の4月末日までに実施状況等報告書（様式第4号）をお茶振興課長に提出するものとする。

第9 事業実施期間

交付決定日から当該年度の属する2月末日（第4の(1)ウの事業においては3月20日、カの事業については3月末日）までとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあっては、あらかじめその理由を明記した交付決定前着手届（様式第5号）を知事に提出することとする。

なお、ChaOIプロジェクト推進事業計画書で複数年度にわたる事業を初年度に認定を受けた場合、その期間は3年以内とし、次年度以降の事業は事業実施年度に改めて交付申請し、補助金の交付を受けることとする。

第10 書類の経由

この要領に基づき提出すべき書類のうち、第4の(1)のウ、エ及びオの事業については、下記に定める農林事務所を経由してお茶振興課長に提出するものとする。

(1) 第4の(1)のウの事業

事業実施主体の所在地を管轄する農林事務所

(2) 第4の(1)のエ及びオの事業

事業実施主体であるコンソーシアムの構成員のうち、事業を実施する茶業者の所在地を管轄する農林事務所

第11 その他

この要領に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年度分の事業から適用する。

この改正は、令和3年度分の事業から適用する。

この改正は、令和4年度分の事業から適用する。

この改正は、令和5年度分の事業から適用する。

別表1 新商品開発支援事業

事業区分	具体的な補助対象事業	特記事項	補助率
静岡茶の新商品開発、新商品のための試験研究	報償費	事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対して支払う経費	商品開発：1/2以内、上限額500万円 試験研究：2/3以内、上限額1,000万円
	旅費	事業を実施するために直接必要な各種調査、打合せ等の実施に必要な経費	
	需用費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な経費	
	役務費	事業を実施するために直接必要な分析、加工等に必要な経費	
	委託料	事業の交付目的たる事業の一部を委託するために必要な経費。補助対象経費の合計額の50%未満とすること。	
	使用料及び賃借料	事業を実施するために直接必要な会場、機器、事務機器等の借り上げ経費	
	その他、事業の実施に必要であると知事が認める経費	事業を実施するために直接必要な経費	

(注1) 上記の表に掲げる経費であっても本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合は認めないものとする。

ただし、新商品開発の過程として必要となるテスト販売等を行う場合にあっては、この限りではない。

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

(注3) 需要費のうち、補助対象経費となる物品購入費は、1件あたりの取得価格が10万円未満もしくは耐用年数が1年未満のものとする。

別表2 販路開拓支援事業

事業区分	具体的な補助対象事業	特記事項	補助率
静岡茶の新たな販路開拓	報償費	事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対して支払う経費	1/2 以内、上限額 300 万円
	旅費	事業を実施するために直接必要な各種調査、打合せ等の実施に必要な経費	
	需用費	事業を実施するために直接必要な消耗品や原材料等に必要な経費	
	役員費	事業を実施するために直接必要な分析、加工等に必要な経費	
	委託料	事業の交付目的たる事業の一部を委託するために必要な経費。補助対象経費の合計額の50%未満とすること。	
	使用料及び賃借料	事業を実施するために直接必要な会場、機器、事務機器等の借り上げ経費	
	その他、事業の実施に必要であると知事が認める経費	事業を実施するために直接必要な経費	

(注1) 商品等を有償で提供し対価を得ようとする場合においては、その商品等の製造や仕入れ等に直接係る経費は補助対象経費として認めないものとする。

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

別表3 複合作物のスタートアップ支援事業

事業区分	具体的な補助対象事業	特記事項	補助率
茶業経営の安定のための茶以外の複合作物の導入	報償費	事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対して支払う経費	1/2 以内、上限額 150 万円
	旅費	事業を実施するために直接必要な各種調査、打合せ等の実施に必要な経費	
	需用費	事業を実施するために直接必要な種子・種苗、肥料、農薬等の資材等に必要な経費	
	役務費	事業を実施するために直接必要な加工等に必要な経費	
	委託料	事業の交付目的たる事業の一部を委託するために必要な経費。補助対象経費の合計額の50%未満とすること。	
	使用料及び賃借料	事業を実施するために直接必要な農業機械等の借り上げ経費	
	その他、事業の実施に必要であると知事が認める経費	事業を実施するために直接必要な経費	

(注) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

別表4 需要に応じた生産構造の転換支援事業

事業区分	具体的な補助対象事業		特記事項	補助率
高付加価値需要を重視した生産体制への転換	被覆栽培(被覆栽培を含む)の管理機械施設	背高被覆棚施設 被覆資材 (寒冷紗縫製・取付具加工費用も含む) 自動被覆展開巻取装置		1/2 以内、 上限額 1,500 万円
	新需要茶製造機械施設	香気発揚装置 低カフェイン処理装置 荒茶保管用冷蔵庫 仕上加工施設		
	その他、事業の実施に必要であると知事が認める経費	事業を実施するために直接必要な経費		
大量需要等生産性を重視した生産体制への転換	省力茶園管理機械施設	かん水同時施肥施設 局所施肥機 傾斜地対応摘採機 (自走型、乗用型) 乗用型対応管理装置 (施肥カルチ、サブソイラー、肥料散布、深耕、堆肥散布、中切せん枝等) 光(LED型等)害虫誘引装置	かん水同時施肥施設は10ha以下(山間地は5ha以下)	1/2 以内、 上限額 1,500 万円
	茶改植関連機械施設	中切更新機 小型ハンマーナイフモア 苗移植機	作業受託により利益が確保できること。	
	茶工場稼働率向上施設	蒸葉打圧装置 過熱蒸気発生装置 荒茶出荷合理化施設		
	茶工場衛生対応改修改良工事	GAP 対応茶工場内張等改修 害虫等進入防止改修 衛生対策施設改修		
	広域生葉集荷施設	生葉集荷施設 生葉運搬設備 微気象測定(生育量、日射時間、雨量、温湿度、風向風力等)の遠隔システム		
	集荷体制構築対策費	製茶機械移設費 体制づくりに係る指導、検討費用		
	その他、事業の実施に必要であると知事が認める経費	事業を実施するために直接必要な経費		

環境負荷低減を図る生産体制への転換	茶園管理機械施設	ミスト式農薬散布機 カルチ同時式肥料散布機 堆肥舎 堆肥化作業用機械 堆肥散布装置 その他環境負荷低減を図るために必要な茶園管理機械施設		1/2 以内、 上限額 1,500 万円
	茶製造機械施設	ガス式熱風発生器 エロフィン式熱風発生器 その他環境負荷低減を図るために必要な製茶機械施設		
	その他、事業の実施に必要なであると知事が認める経費	事業を実施するために直接必要な経費		
認証取得対策	認証取得対策費	JGAP、HACCP 認証取得研修費 基準書作成指導費 認証取得初期費 その他、流通販売業者の原料調達規定に対応するために必要な認証取得対策費		1/2 以内、 上限額 1,500 万円

別表5 輸出需要等に対応した有機栽培拡大支援事業

事業区分	具体的な補助対象事業		特記事項	補助率
有機栽培茶 の生産拡大	茶園管理機械施設	除草機（自走式、乗用、温水式、蒸気式等） 光(LED型等)害虫誘引装置 有機肥料（堆肥）散布装置 送風・吸引式病虫害防除機 獣害対策施設 堆肥舎 堆肥化作業用機械 草切断機 雑草抑制資材		1/2 以内、 上限額 1,500 万円
	茶製造機械等	てん茶製造ライン 生葉洗浄機 色彩選別機 異物除去機等		
	茶工場衛生対応改修改良工事	JAS 有機認証取得に要する衛生対策施設改修		
	その他、事業の実施に必要であると知事が認める経費	事業を実施するために直接必要な経費		

別表6 有機栽培適性茶品種転換支援事業

事業区分	具体的な補助対象事業		特記事項	補助率
有機栽培茶の生産拡大	機械定植苗（セル苗）購入費	有機栽培適性茶品種へ転換するために当該品種苗を購入する県内茶業者の購入費相当額	ただし、有機栽培適性茶品種へ転換するChaOIフォーラム会員である県内茶業者に対し、茶苗木販売事業者が当該品種苗の購入費に対する助成を行うこと。 また、「セル苗」とは、乗用型茶園管理機を用いた茶苗木定植機を使用して機械定植ができるセルトレイ苗をいう。	当該事業に要する経費の2分の1以内とし、90円/本を限度額とする。

別表 7

事業名	採択要件
新商品開発支援事業	<p>(1) 事業実施主体であるコンソーシアムの構成員の間で新商品開発に関する協定書や覚書等を締結しているか、締結する見込みであること。</p> <p>(2) 販売ターゲット及び商品コンセプトが明確であること（静岡茶の新商品開発に限る。）。</p> <p>(3) 研究開発が新商品開発につながる内容であること（静岡茶の新商品のための研究開発に限る。）。</p>
販路開拓支援事業	<p>(1) 本取組において事業実施主体であるコンソーシアムの構成員の間で荒茶販売等の取引が生じる場合には、両者間で取引契約を締結しているか、締結する見込みであること。</p> <p>(2) 静岡茶の新たな需要の創出や販路の拡大につながると見込まれる事業計画であること。</p>
複合作物のスタートアップ支援事業	<p>(1) 複合作物の出荷先と契約取引又は覚書を締結しているか、締結する見込みであること。</p> <p>(2) 新規作物の導入や複合作物の規模拡大などを行う取組であること。</p> <p>(3) 過去に本事業区分における支援を受けていない新たな取組であること。</p>
需要に応じた生産構造の転換支援事業	<p>(1) 事業実施主体であるコンソーシアムの構成員の間で販売量の数値設定があり、出荷契約又は覚書を締結しているか、事業実施期間中に締結する見込みであること。</p> <p>(2) 事業実施主体の主たる構成員である茶業者 1 戸あたりの収入が、事業計画終了後の翌々年度までに概ね 20%以上増加することが見込まれること。</p> <p>(3) 事業実施主体の主たる構成員である茶業者の 10 年後の販売見込額が 50,000 千円以上となり、かつ事業計画終了後の翌々年度までの販売見込額が 30,000 千円以上（中山間地は 20,000 千円）を超えることが見込まれること。</p>
輸出需要等に対応した有機栽培拡大支援事業	<p>上記「需要に応じた生産構造の転換支援事業」の採択要件に加え以下とする。</p> <p>有機栽培面積又は有機栽培茶の生産量が事業計画終了後の翌々年度までに概ね 20%以上増加することが見込まれること。</p>
有機栽培適性茶品種転換支援事業	<p>(1) 1 つのほ場面積は 2 a 以上であること。なお、1 a の品種転換に要するセル苗は 120～230 本とする。</p> <p>(2) 事業実施状況報告期間中は適切な管理を実施すること。</p> <p>(3) 事業実施年度の翌年度から 3 年間で有機 J A S 又は国際水準同等の有機栽培管理を行うこと。</p>